

～町県民税の給与からの特別徴収制度について～

給与からの特別徴収制度について

石川県南加賀地区では、給与所得者の方々の利便性の向上、税の賦課徴収の公平性の観点から特別徴収の推進に取り組んでいます。

事業主の皆様におかれましては、法令に基づく適正な特別徴収の実施について、ご理解とご協力をお願いいたします。

地方税法第321条の4及び川北町税条例の規定により、原則として所得税の源泉徴収義務者である事業主は、給与所得に係る個人住民税を特別徴収することが義務づけられています。

【特別徴収のメリット】

- ①納期が毎月(年12回)のため、年4回の普通徴収と比較して、1回に納める税額が安くなります。
- ②納税者が銀行等へ出向く煩わしさがなくなります。
- ③給与から差し引かれるので納め忘れがありません。
- ④給与支払者は市町村から通知された税額を差し引くので、税額の計算を行う必要はありません。
- ⑤給与支払者は半年分まとめて納めることのできる特例(納期の特例)があります。

【特別徴収の手順】

新年度から特別徴収へ切り替える場合

(1)給与支払者は、給与支払報告書を各市区町村へ提出してください。

※初めて特別徴収される年度については総括表に「特別徴収希望」と、朱書きで明記してください。
これで6月分(年度当初)から特別徴収が始まります。

【提出先】

従業員の方が1月1日に居住していた市区町村の住民税担当課

(例:平成24年1月1日に川北町に住んでいた方の平成23年中に支払われた給与の支払報告書は川北町税務課へ提出)

【提出するもの】

給与支払報告書(1人につき2枚)

【提出期限】

1月31日(土・日の場合はその翌日)

(2)市区町村で税額の計算を行います。

※所得税のように会社や事業主が税額を計算する必要はありません。

(3)毎年5月31日までに給与支払者(特別徴収義務者)宛に従業員の方の税額の通知を発送します。

【町から送付する書類】

- ・特別徴収税額通知書(会社用)
- ・納税通知書(個人用)
- ・納付書(年間分)
- ・特別徴収関係書類綴(各種届出用紙と、記入方法の説明があります。)

(4)給与の支払いの際にその通知された税額を引き落とします。

(5)徴収した月の翌月の10日までに市区町村へ納入してください。

年度途中から特別徴収へ切り替える場合

中途入社者については本人の申し出があれば特別徴収できることとなっていますので、申し出があったときは、給与支払者が「特別徴収への変更届出書」を提出してください。これで特別徴収へ変更となります。

年度途中で給与から引き落としできなくなったときの届出

特別徴収されていた納税者が退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、その翌月以降から5月分までの残りの個人住民税額は、普通徴収(個人納付)へ変更となります。このとき「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。

※退職される時期によって、残りの住民税額を一括徴収していただく場合があります。(下の「一括徴収について」をご覧ください。)

一括徴収について

(ア)6月1日から12月31日までの間に退職した人…5月分までの残りの住民税額を、支給される退職手当などからまとめて特別徴収されることを本人が希望する場合は、一括徴収できます。(「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。)

(イ)翌年1月1日から4月30日までの間に退職した人…本人の申し出がなくても地方税法第321条の5第2項により、給与または退職手当から、5月分までの残りの住民税額を一括徴収していただくこととなっています。(「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。)

転勤について

年度途中で転勤により新たな会社から給与が支払われることとなった場合で、本人から引き続き特別徴収されたい旨の申し出があったときは、新たな給与支払先での特別徴収の継続が可能となります。ただし事務の都合等により特別徴収を行っていない会社もありますので、勤務先の会社にご確認ください。この場合の届出は、前の特別徴収義務者から「給与所得者異動届出書」を提出していただきます。新たな特別徴収義務者からの提出は不要です。

変更通知書の送付について

上記事由等により特別徴収税額に変更があったときは、増額減額に関わらず随時、変更通知書をお送りしています。

納期の特例について

町県民税の特別徴収義務者で、給与の支払いを受ける人が常時10人未満である場合、特別徴収税額を年2回(6月から11月分の納入は12月10日まで、12月から翌年5月分までは翌年6月10日まで)に分けて納入できる制度です。